

## 平成 26 年第 2 回周防大島町国民健康保険運営協議会審議概要

1. 開催日時 平成 26 年 10 月 17 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分
2. 開催場所 たちばなケアプラザ
3. 出席者  
委員 松岡宏和、福田みちる、岸田邦子、山田修、正木純生、嶋元徹、中村瑞美、岩重秀二、中元みどり、砂岡廉、椎木千明、魚谷洋一（以上 12 名全員出席）  
（敬称略）  
説明のため出席した者の職氏名 岡村副町長、川口健康福祉部長、永田健康増進課長、中谷医療保険班長、川口健康づくり班長、山中主幹、田村保健師、木村税務課長、木村税務課班長  
（以上 9 名出席）
4. 配布資料
  - （1）平成 26 年第 2 回周防大島町国民健康保険運営協議会（会議次第）
  - （2）周防大島町国民健康保険運営協議会資料
  - （3）平成 26 年第 2 回周防大島町国民健康保険運営協議会【決算・当初調定説明資料】
  - （4）平成 26 年第 2 回周防大島町国民健康保険運営協議会【税率改正シミュレーション結果説明資料】（3）（4）の説明資料は税務課
5. 会議の概要（主な項目）
  - （1）新委員及び事務局の紹介  
町老人クラブ連合会会長の吉井委員が都合により辞任し、新たに同団体の会長となった砂岡廉氏が委員に就任されたことのほか、町自治会連合会の会長任期の満了により伊藤委員が辞任、選出母体である同団体においては、今年度から会長が務めていた各委員等を役員で分担することとなり、役員である椎木千明氏が委員に就任したことを説明し、併せて 4 月 1 日付の人事異動等により事務局職員が変更となったことを説明し、職員を紹介した。
  - （2）委員出席状況の報告  
委員 12 名が出席し会議が成立している旨を報告した。
  - （3）議事録署名委員の選任について  
中元議長が、名簿 1 番の松岡委員及び 2 番の福田委員を議事録署名委員に指名した。
  - （4）職務代理者の選出  
職務代理者であった伊藤委員の辞任に伴い、新たな職務代理者に椎木委員を指名推薦の方法により選出した。
  - （5）審議事項
    - 1 協議事項
      - ① 平成 25 年度国民健康保険事業特別会計決算状況及び同 26 年度予算執行状況について  
（説明概要）平成 25 年度決算は、最終的に一般会計からの赤字補てんの為の繰入

金 1 億 3 千万円余りにより収支ゼロ決算となったが、同繰入金の額は、昨年度より約 9 千 800 万円増加したこと。また、赤字の要因としては、医療費は減少したものの、その影響により普通調整交付金及び共同事業交付金が減少したことによるものであることを説明し、平成 26 年度決算見込みについては、3 月から 7 月の診療実績からの推計等により現段階で保険給付費が 6 千 598 万円程度増えることが見込まれる。今年度も赤字補てんの為の一般会計からの繰入金が 1 億 8 千 277 万 1 千円程度になりそうであることを説明した。

(質問) 公営企業局は国保会計繰出金のうち直営診療施設の運営に係る特別に要した費用(救急患者受入体制支援事業として、開業医等の外部の医師に協力を求めるために要した賃金及び旅費交通費に対するもの)以外に、過疎ソフトでこれと同様な補助について国から 1 億円程度を医師確保のために充てているのではないか。

(回答) 確認させていただきます。

(質問) 病院付属健康室等で行う健康教育や健康相談等について、病院内限定で行うのではなく国保被保険者に広く提供すべきものと思うので、事業の対象を確認すべきではないか。

(回答) 地域住民を対象にしているということは聞いているが、確認させていただきます。

## ② 医療費の状況について

(説明概要) 平成 25 年度の医療費の状況として、1 人当たり平均医療費が 44 万 6 千 638 円で前年に比べ 1.3% 増加していること、また、入院医療費の格差は県に比べ約 4 割、国とでは約 8 割と非常に高くなっていること。平成 26 年 5 月診療分の疾病分析では、循環器系の疾患が前年度に比べ 16% 減少しているが、県平均と比べると大変高くなっていること、レセプト 1 件当たり 100 万円以上の件数は、ほぼ前年と変わらず、1 件当たりの最大医療費は 333 万 3 千 870 円となっていること、近隣基幹病院への 1 人当たりの入院費用が前年に比べ 8% 程度減少していることなどを説明した。

(質問) 1 人当たりの入院医療費が国の 180% となっているがあまりに格差が大き過ぎるのではないか。どのような病気で入院し、180% を構成しているのか

(回答) 26 年度 5 月診療分の疾病分析では、1 件当たり 100 万円以上の医療費が掛かった 22 件のうち、1 番が癌、2 番が統合失調症、3 番が虚血性心疾患となっています。

(質問) 主病の抽出方法はどのように決定されているか。また、その主病は正確か。

(回答) 国保連合会の疾病統計の主病を記載していますが、その抽出方法については確認させていただきます。

## ③ 平成 25 年度特定健診・特定保健指導の実施状況について

(説明概要)平成 25 年度の特定健診受診者数は 1,148 人で受診率は 23.5%であり、昨年度と比べ受診者数が 64 人減少、受診率で 0.7%減少したことのほか、特定保健指導については保健指導対象者が 100 人、終了者数 37 人と昨年度より保健指導対象者が 19 人減少し、終了者数は 7 名増加して保健指導終了割合が 37%となり、前年度に比べ 11.8%増となったことを説明し、さらに平成 25 年度から 40 歳の被保険者に加え、新たに 45 歳・50 歳・55 歳到達者を対象に交付した無料クーポン券により 34 名が受診したこと。平成 26 年度での集団健診については、浮島地区を新会場に加わえ、7 月は肺がん検診と同時に実施し、9 月 7 日・10 月 19 日の日曜日に胃がん・大腸がん検診との同時実施をすることとしており、これまでに 295 名が受診したことを説明した。

なお、生活習慣病の年代別医療費が 50 歳から 65 歳までの 5 歳刻みで伸びていることから、若い頃(40 歳～50 歳代)からの特定健診受診の重要性と、前年に比べ生活習慣病が 8.4%減少したことを説明した。

(質問)生活習慣病は減っているのに前年度に比べ全体の医療費が 1.3%増えているが何が増えているのか調べておいて下さい。

(回答)先程と同様に平成 26 年 5 月診療分の疾病統計によると筋骨格系及び結核組織の疾患及び腎尿路生殖器系の疾患が前年に比べ大きく伸びています。なお、今後この疾患の病名等については、色々なデータやレポートにより調べます。

#### ④ 平成 25 年度国民健康保険税の決算状況及び同 26 年度国民健康保険税の賦課状況について

(説明概要)平成 25 年度の国保税の決算状況としては、現年分調定額 5 億 6 千万 3,100 円、滞納分調定額 1 億 2 千 558 万 5,882 円で、前年度に比べ現年分調定額 2 千 92 万 9,600 円減、収入済額 1 千 674 万 5,620 円の減、収納率 0.54%の増、滞納分調定額 1 千 205 万 336 円の増、収入済額 408 万 4,978 円増、収納率 1.94%増となった。現年分調定額、収入済額が減少した主な原因は、所得の減少及び被保険者数の減少による影響が考えられることを説明した。また平成 26 年度については、税制改正により賦課限度額を 4 万円引上げ、軽減判定基準の見直しも行っており、賦課状況としては当初賦課時点で前年度に比べ調定額で 3 千 395 万 6,900 円の減、対前年 7%減となっていること。この主な要因として世帯数及び被保険者数並びに所得の減少が挙げられることを説明し、さらに当初調定額の減少となった軽減判定所得の見直しによる軽減額及び限度超過額等について詳細に説明した。なお、補足説明として不納欠損 1 千 131 万 2,610 円は滞納分の時効消滅によること、滞納者への対応については、健康面も勘案しながら、資産的なもの全てを調査し、分納または、滞納処分等を行っていることを説明した。

(質問)単年度で滞納分が 1 億 2 千万円程度あるということですか。また、単年度で滞納額が、1 千 200 万円程度増えるということですか。

(回答) 滞納額 1 億 2 千万円は単年度でなく累積です。過年度から 25 年度の決算ベースでの合計額です。また単年度でいくら増えるかというのはまた別になりますが、調定額では、前年に比べ約 1 千 200 万円増となっています。

(質問) 滞納者が 250 人程度いるということですか。国保税を納められない理由としては、収入のない人がほとんどなのですか。

(回答) 250 名程度おりますが、人により色々な事情があり、生活費に充てると国保税が納付できない人や常習的な人などです。

#### ⑤ 国民健康保険の税率改正について

(説明概要) 国保税の賦課収納状況は年々厳しさを増し、平成 26 年度の当初における一般会計からの繰入金予算が約 8 千 400 万円となっており、国保会計の健全化が抜本的に求められていること、国の方針として平成 29 年度を目途に国保保険者の都道府県単位化の実現を目指していることから、現在の本町の税率ではかなりの負担増が見込まれ、来る年度に向け税率改正の検討が急務となってくることから平成 27 年度の税率改正シミュレーションを仮の税率 4 パターンで実施し、その方法として①一般会計繰入金(平成 26 年度当初予算額)と同額の 8,400 万円増にした場合、②3 方式を行っている 15 市町の平均税率算出による県平均税率にした場合、③県平均税率から平成 26 年度本町税率を差し引いた差額の 80%を加算した場合、④同様に差額の 60%を加算した場合の 4 案について、年税額、収入見込額、近隣市町との税額比較、税額順位等について説明した。

(質問) 税率を上げるに際しては、負担感が一番の問題になると考えるが、シミュレーションのうち例えば 8 千 400 万円増やした場合、今の現状で他市町はそのままとした時、負担感はどうなるのですか。

(回答) 負担感は 19 市町中の高い方から 5 番目になります。

(質問) 県単位化になった場合の県が設定する税率の目安は分らないですか。

(回答) 県単位化になった場合、直接賦課方式と分賦金方式の二通りがあり、現状では、分賦金方式が有力であると考えられます。分賦金方式では、各市町に分賦金として割当てをし、市町独自の税率を基に分賦金の徴収にあたるという、いままでと何ら変らない方式となります。このことから、今回のシミュレーションの平均税率自体も現時点においては、不透明なところがありますが、ただ県単位化の対応とは別に、平成 25 年度国保会計決算ベースにおいて約 1 億 3 千万円、平成 26 年度当初予算ベースで約 8 千 400 万円の一般会計からの繰り入れ状況となっていることから、まずは保険税収の増額が急務であると考え、県平均税率と本町の現行税率を勘案し、今後検討していかなければならないと考えております。

(質問) 国保被保険者に納得していただくためにも、例えば 29 年度までに国保

税の赤字を解消するには、8千400万円が必要なので、年度毎に税率を上げていくという方法はできないのですか。

(回答) 来年度には、法改正等があるかと思えます。その段階で方式等が具体的に決定されるかと思えますので、繰入金及び平均税率を次回の参考資料に加味した上で検討していきたいと考えています。

(質問) 広報等で国保被保険者の方に現状8千400万円足りないということを知っていただくためにも、このシミュレーションを見せてあげてはいかがでしょうか。

(回答) 県単位化の話もありますので、税率改正等を含めまして周知並びに検討していきたいと考えています。

(質問) 8千400万円増にした場合、「65歳以上の単身世帯で年金収入120万円以下、基準総所得0円」の世帯では、平成26年度税額との差額が年間2,600円増えるという理解でいいですか。

(回答) 年間2,600円の増となります。普通徴収の場合は、年間2,600円を8回で納めるようになります。なお、基準総所得0円と基準総所得33万円以下の65歳以上の単身世帯で年金収入のみの世帯数の割合は54%です。

(意見) 8千400万円増にした場合、基準総所得0円で年間2,600円、基準総所得12万円以下で年間5,300円増える65歳以上の年金収入の単身世帯では、1回の納付額が400円から500円増えるということですが、これに伴い、どの程度、負担感が増すのか定かではありませんが、金額で言えば、お茶菓子1個程度の増と考えますので、該当世帯の方がどのように考えるかによって影響が変わってくると思います。

(質問) 県内市町(3方式)との税額比較資料事例6にある、「65歳未満の夫婦2人と子供2人の4人の世帯で基準総所得が267万円」という区分は、国保世帯ではどれくらいの所得区分になりますか。また、その世帯は何パーセントくらいになるのですか。

(回答) 給与ベースで443万円、所得が300万円ある方になります。「65歳未満の夫婦2人と子供2人の4人の世帯」と「65歳未満の夫婦2人の世帯」を併せると30件から40件程度になります。パーセントで言いますとごく僅かなパーセントです。ただし、非常に上がり幅が大きいです。

(質問) 非常に上がり幅が大きいは分りますが、今は得をしていると言えるのではないですか。

(回答) 一般会計から繰入れを行っているので、そういうことになります。

(意見) 先程の基準総所得0円と33万円以下の65歳以上の単身世帯で年金収入のみの世帯が約半数ありますので、1回400円から500円増となることをその方々にご理解をいただけたならば8千400万円増やすこともできるのではないかと思います。

(回答) この度の税率改正については、応益（均等・平等）割合に重点を置き、浅く広くご負担をいただく設定にしています。なお、広報では、県単位化と今回の税率改正について若干表現を入れさせて頂ければと考えていますので、少し検討させていただければと思います。

(意見) ・先程の負担感のご説明を伺う限り、町に対する批判は当然あるものと思いますが、国保の運営が大変厳しい状況にあることをご理解いただきながら、8千400万円増のパターンも念頭に置いて考えてはいかがですか。

・被保険者等住民の方に対して公平に判断していただくための情報を広く提供するとともに、未納未収額等について、もっと知っていただく必要があるのではないのでしょうか。

・住民の約3割に当たる国保被保険者の方に、一般会計から1億円余りを充てるというのは、国保以外の方も負担していることになるので、不公平感は否めないと考えます。

(回答) 8千400万円増のパターンも視野に入れ、検討したいと考えています。また、国保の現状についての情報提供等につきましても、併せて検討させていただければと思います。

## 2 その他

・事務局より、任期の終了に伴う新委員選出について、周防大島町国民健康保険運営協議会委員の就任に関する内規に従い選出方法を説明した。

・事務局より、次回協議会を平成27年1月30日（金）午後1時30分から開催する旨を説明した。